

規程

第1条 目的

- 1.1 この規程は、NPO 法人日本ブラインドサッカー協会（以下、当協会）におけるアスリート委員会（以下、本委員会）の設置と運営について定める。
- 1.2 本委員会は、アスリートの意見を集約し、当協会の事業活動にその意見を生かし、当協会のビジョンとミッションの発展に寄与することを目的とする。

第2条 定義

- 2.1 ここで定める「アスリート」とは、強化指定選手や育成指定選手等のエリートアスリートに加えて、クラブチームで活動するフィールドプレイヤー、ゴールキーパーとして活動するもの（ただし、当協会の登録者に限る）をいう。コーチ等の指導者およびガイドは含まない。
- 2.2 アスリートには、全盲、弱視者に加え、健常者としてプレーするアスリートも概念として包摂する。
- 2.3 本委員会の定義する「視覚障がい者」とは、以下のいずれか1つ以上の要件を満たすものをいう。
 - 2.3.1 厚生労働省の定める身体障害者手帳が4級以上のもの
 - 2.3.2 IBSAの国際クラス分けで、B3以上の診断がくだされ、選任時にその診断が有効であるもの
 - 診断がくだされていても、選任時に有効期限を超えている場合は認められない
 - 国内で実施される、他のスポーツの国内クラス分けのステイタスは適応されない。他のスポーツであっても、IBSAによる国際クラス分けの診断が得られている場合は認める

第3条 協議事項

- 3.1 選手強化、パラリンピックムーブメントの推進、その他当協会の事業活動における、アスリートの関与に関すること
- 3.2 アスリートを守り、支援する活動に関すること
- 3.3 アスリートへのアンチ・ドーピング、クラス分け、コンプライアンス等の啓発活動に関すること
- 3.4 その他関連団体のアスリート委員会との連携に関すること
- 3.5 その他アスリートに関すること

第4条 構成

- 4.1 本委員会は、7名～11名によって構成される。
- 4.2 委員は、以下の属性から推薦されたものが、理事会の承認をもって委嘱される。
- 4.3 構成委員の属性と人数

4.3.1 男子ブラインドサッカー強化指定選手	1名	視覚障がい者とする
4.3.2 女子ブラインドサッカー強化指定選手	1名	視覚障がい者とする
4.3.3 LVF 強化指定選手	1名	視覚障がい者とする
4.3.4 育成指定選手	1名	視覚障がい者とする
4.3.5 JBFA 正登録のブラインドサッカークラブチームより	1～3名	
4.3.6 JBFA 正登録のLVFクラブチームより	1名	
4.3.7 外部有識者	1～3名	

4.4 委員長および副委員長は、委員かのなからそれぞれ 1 名、互選によって選ばれ、定める。

4.5 外部有識者は当協会理事長によって委嘱される。

第5条 資格

5.1 委員は選任時、満 15 歳以上、70 歳未満であること

5.2 選任時、過去 2 年間以内に、アンチ・ドーピング違反やコンプライアンス違反等で、懲罰を受けていないこと

第6条 任期

6.1 委員の任期は 2 年とする。再任は妨げず、連続して 4 期 8 年を上限とする。連続して委員を担わなかった場合でも、4 期を上限とする。

6.2 委員長、副委員長は、再任は妨げず、連続して 4 期 8 年を上限とする。連続して委員長、ないし副委員長を担わなかった場合でも、4 期を上限とする。

6.3 委員長、副委員長、委員の欠員により専任された場合は、前任者または現任者の在任期間を任期とする。

6.4 委員長、副委員長、委員は、任期が満了しても、後任者が専任されるまでは、その職務を行う。

第7条 委員会

7.1 委員会は、年 1 回以上開催するものとし、委員長が招集する。

7.2 委員会は委員の 2/3 以上の出席者（委任状による出席を含む）をもって成立する。

7.3 委員会の決議は、出席委員の半数以上（委任状による出席を含む）の承諾をもって行う。同数の場合は、委員長の決議による。

7.4 委員会の議長は委員長が務める。

第8条 理事会の協力

8.1 理事長および理事会は、本委員会の目的を果たすために、必要な情報の連携や働きかけに努めるものとする。

第9条 予算

9.1 本委員会に係る予算は、委員長が策定し、JBFA で予算化する。

9.2 委員の旅費や経費については、JBFA が定め該当する規程等に準じるものとする。

第10条 付則

10.1 本規程の改廃は理事会の決議による

10.2 本規程は、2021 年 2 月 22 日から施行する。

改訂履歴

版数	変更内容	発行日付
1.0	初版発行	2021.年2月22日